

矢板市マタニティタクシー事業 の御案内



矢板市では、母子健康手帳の交付を受けた妊産婦に、外出時に利用できるタクシー利用券を交付しています。

利用できる人

市内に住所を有し、母子健康手帳交付日が令和7年4月1日以降の妊産婦

- ・里帰り出産等、市内に住所のない人は対象外です。
- ・多胎児の場合も、妊産婦1人につき1冊（48枚）の交付となります。
- ・矢板市外へ転出後（住所の異動）は、マタニティタクシー券は利用できません。

※ こども課窓口へマタニティタクシー券は返却してください。

交付内容

マタニティタクシー券 24,000円分（500円券×48枚）

有効期限は、母子健康手帳交付日の翌年同月末までです。

【例：母子健康手帳交付日 R7.10.4⇒ 期限 R8.10末まで】

- ・乗車料金を超えない範囲でマタニティタクシー券を使用できます。
- ・1回の乗車で使用できるマタニティタクシー券の枚数に制限はありません。
- ・利用券1枚当たり助成額は500円です。お釣りはできません。
- ・乗車料金とマタニティタクシー券の差額は利用者負担となります。
- ・紛失等による再発行はできません。
- ・転売・譲渡・換金はできません。

使用用途

- ・妊産婦健診や予防接種、買い物等通常の移動にご利用いただけます。
- ・緊急時の場合は、119番（救急車）へ連絡してください。
- ・利用できるのは、交付を受けた本人のみです。ただし、本人が乗車したうえで、家族や知人が同乗する場合には利用できます。
- ・利用できるタクシー事業者は、登録事業者のみです。
- ・登録事業者は、裏面に掲載しています。

申請及び交付の場所

矢板市こども課窓口 電話 0287-44-3600

日時 土日・祝日以外 午前：8時30分から11時30分

午後：1時から4時30分

※正午から午後1時に申請等を希望される場合は、事前にご連絡ください。

※申請には、母子健康手帳が必要となります。



マタニティタクシー事業についてのお問い合わせ

矢板市社会福祉課 電話 0287-43-1116